

かたり通信

福井から原発を止める
裁判の会 会報

SINCE MAY 2012

◆発行：福井から原発を止める裁判の会◆

■代表：中嶋哲演 事務局長：嶋田千恵子

■「裁判の会」事務局連絡先→問い合わせはこちらまで・・・

・南康人(090-1632-8217) 又は

・小野寺恭子(090-6275-4451) 〒910-3606 福井県福井市田尻栃谷町 14-1 まで

■弁護士事務局連絡先：笠原一浩弁護士

♥カンパ等のゆうちょ銀行振込先

〒914-0041 福井県敦賀市布田町 84-1-18

口座名：福井から原発を止める裁判の会

みどり法律事務所 (0770-21-0252)

記号：00760-6

番号：108539

◆ホームページ：http://adieunpp.com (本通信 PDF 版/その他情報をアップロード！)



■大飯原発控訴審第 11 回口頭弁論 2017 年 4 月 24 日名古屋高裁金沢支部■

島崎邦彦氏の証人尋問行わる！

報告会で挨拶する島田広弁護士団長



4 月 24 日（月）、金沢は汗ばむほどの素晴らしい快晴。そんな中、「島崎証人尋問」傍聴の抽選のために約 230 人の方々が裁判所の敷地内に並びました（これまでの最高！）。その後、裁判所脇の歩道を行進して入廷。約 50 人の方々が口頭弁論が終わるまでの間、金沢弁護士会館で別途の学習会に参加しながら待機。

法廷では、当然ながら一審原告代理人の甫守弁護士による主尋問は、入倉・三宅式が特に西

日本において基準地震動の過小評価につながることを明白にしました。一方で一審被告代理人による反対尋問は重箱の隅をつつくような尋問に終始し、入倉・三宅式の過小評価の問題について、真正面から議論を闘わせることはありませんでした。

裁判所は次回期日で重大な決定を行う可能性をほのめかしました。内藤裁判長が「最も重要な証人」（2017 年 1 月 30 日の第 10 回口頭弁論期日）であるとした島崎さんが、勇気をもって法廷内で語った証人尋問（別冊）をまず読んでください、そして少しでも多くの周囲の皆さんに広めてください。

次回期日 裁判所が審理の方針を決定か！

第 12 回口頭弁論期日：7 月 5 日（水）午後 2 時より

大飯控訴審

第11回口頭弁論期日の概要

<以下、「期日の概要」は本訴訟の弁護団事務局長である笠原弁護士によるメモに編集子加筆>

▼裁判長

- ・弁論事項はのちほどやりたいと思う。
- ・書証の調べだけ先にしておきたい。
- ・一審原告のほうで証拠調べで使うことを予定しているのは甲号証だけ？乙号証は使わない？

▼甬守弁護士

- ・甲 476 で引用しているものは使うが、それ以外使わない

▼裁判長

- ・直前に追加で提出された書証もあったが、意見や学説等。
- ・甲 439 号証以下取り調べだけはしておく。476 号証まで取り調べ（今回の島崎先生尋問に向けての基準地震動に関する文献）。

▼笠原弁護士

- ・甲 476 号証の中に乙 204 も引用していた。

▼甬守弁護士

- ・乙 201 も引用している。

▼裁判長

- ・乙も 186 から 214 号証まで調べ（津波に関して調査及び地震動に関する文献。214 号証は大飯原発 3,4 号の「設置変更許可申請書」に関する規制委員会の「審査書案」）。

▼一審被告代理人

- ・一審原告側から直前に大量に追加提出あった。
- ・書証綴り、事前に送ってもらったものとかかなり違う。
- ・反対尋問前の間の時間を長めにとってもらいたい。

▼裁判長

- ・先ほど述べたとおり、一審原告の追加の証拠は

意見とか学説が多かった。

- ・尋問で学説・意見に関する質問がなされるのはある程度はやむを得ないが、議論にわたることはお控え頂きたい。

- ・主尋問終わった後に、長めの休廷時間が必要か考えたい。一審被告でもご検討を。

- ・主尋問 65 分、休憩 20 分、反対尋問 60 分、予定時間内におさめておくよう要望する。

<島崎先生証人尋問へ>

<島崎先生証人尋問終了> 別冊参照

▼裁判長

- ・一審被告の準備書面 34 陳述（「津波の評価が過小評価、歴史的事実を考慮していない」という一審原告側の主張に反論して、「関西電力が津波について十分な調査をした」というもの）

- ・一審原告の高島氏証人尋問請求

▼島田弁護士

- ・今後の進行について意見を述べたい
- ・一審被告の主張骨子の「詳細な調査」「余裕を持った審査」というところが大きく揺らぐような証言だった。

- ・審査書案（今は審査書そのもの）が提出されたが、明らかに問題がある。入倉・三宅式によっている。

- ・一審被告の意見書等の反論には十分な時間をいただきたい

- ・高島証人は水蒸気爆発についての専門家。広島地裁でも指摘あり。

- ・立石証人は地盤の専門家 地盤の調査が不十分
- ・こうした専門家の知見を十分に反映された審理がなされるべき。

▼一審被告代理人

- ・高島証人については、証人の申請等は 1 月 31 日までに出すという話があったかと思うので、時機に後れたと思う。

- ・準備書面と意見書を提出したいと考えている。

次回期日の2週間前までには出したい。

▼鹿島弁護士

・高島証人については乙214号証を契機として申請したもので、時機に後れていない。

▼裁判長

・次回期日までには裁判所の今後の進行についての意見を示したいと考えている。

・その2週間前までには追加する主張や書面があれば出してもらいたいと考えている。裁判所の希望としてはもっと前の方が望ましいが。

・意見や見解の対立にわたるものはどこまでやるかという問題がある。慎重にやってもらいたい。

▼海渡弁護士

・乙214号証が出たのは大きい。これについての全面的な反論をしたいという希望。

・次回期日までにはできるだけ頑張りたいが、審理は新たな局面に入ったということで、一からやり直したほうがよいという意見。

▼裁判長

・それもふまえて裁判所も進行を考える。ほかは何があるか？

▼甬守弁護士

・一審被告からの書面に対する反論の機会はいただきたい。

・島崎先生をもう一度、ということは考えづらいが、一審被告からの意見書の作成者の尋問とかもありえるかも。

▼中畠哲演・原告団代表

・津波の痕跡がでたことについて、規制委も調査するように言った。津波の調査をしっかりとやってもらいたい。

・701年に大地震が起こっている。舞鶴沖に冠島がある。石橋克彦先生は過去の伝承のこと、大事だと言っている。

▼裁判長

・今後の進行について、双方の意見を聞いた。裁判所としては、次回には審理の方針を決めたいと考えている。

・次々回は証拠調べの期日の可能性もあれば、次回で打ち切る可能性もある。その場合には次々回までに最終準備書面を用意いただいて、次々回が最後になる可能性もある

・今のところは裁判所の方針は決まっていない。両方の可能性があると考えてもらいたい。その上で、次々回期日を決めたい。

・次々回期日は11月20日の14時から。

▼笠原弁護士

・2時から大丈夫でしょうか

▼裁判長

・期日の性質によって時間が変動あるという前提で指定させてもらいたい。

▼只野弁護士

・一審被告の意見書作成は社員か、専門家か、未定か。

▼一審被告代理人

・意見書は提出する方向で考えているが、人選は検討中。

記者会見&報告集会

(午後5時過ぎより金沢弁護士会館にて。記者会見の司会進行は鹿島弁護士)

◆鹿島弁護士

皆さん、お待たせいたしました。これから記者会見を始めます。最初に、本日から弁護団の団長が佐藤辰也弁護士から、島田広弁護士となりました。島田弁護士のほうからご挨拶をさせていただきます。

◆島田弁護団長

今年弁護士20年目です。このような大役を仰せつかり身の引き締まる思いです。非常に重要な証言がなされたこの日に弁護団長を担うということで責任の重さを感じています。

今日は、原発の安全神話を福島事故後に再構築しようとしていた原子力村の人々の論拠が脆くも

崩れ去った歴史的な1日だったと言えます。これまでも関西電力の側は、「事前に詳細な調査をしているから大丈夫です」ということをさんざん裁判所に対して主張してきたわけです。

でも今日、島崎先生が「海底の音波調査はわずか200mしかないのですよ。震源断層は深さが数kmのところにあります」とおっしゃいました。そういった調査の不十分さが明らかになり、関電が「さまざまな余裕を持たせて計算しています」と言うのが「余裕にも何にもなっていない」というお話をいただきました。

安全神話を再構築する上で要となってきた新規制基準がまったく役に立っていない、入倉・三宅式は地震動の大幅な過小評価につながる、こういうことが明らかになりました。これは関西電力側が原発の安全性をまったく立証できない状況に追い込まれてしまったということです。

そういう意味では、これからが裁判の新しいステージに入ったと思います。弁護団一同、原告団と力を合わせて頑張りたいと思っております。ご支援のほどをよろしくお願いいたします。

◆笠原弁護士

(1～2頁の期日報告と重ならない部分のみ)

3月30日の広島地裁決定が「水蒸気爆発の危険性が指摘されている」「専門家の証人尋問をしないとこのことは判断できない」と言っています。

そこで本日の期日の最後で我々が申請した高島武雄先生、地質学の専門家である立石雅昭先生、原子力技術の専門家である佐藤暁先生、これから話していただく長沢啓行先生から、裁判所が詳細に話を聞く必要がないか、福島原発事故の被害者である長谷川健一さん、そういった方たちの尋問の必要性について、次回期日に裁判所の見解を示すと言われています。これらの尋問の必要性については、社会的にも今後ますます明白になっていくものと確信しております。

今回の島崎先生尋問の意義について、ここでひ

とことで言いますと、入倉・三宅の式そのものが正しいか間違っているかは別として、少なくとも大飯原発など西日本の大半の原発について基準地震動が過小評価になるということを、科学的根拠を持って示していただきました。

もうひとつ私から補足します。今回、島崎先生がおっしゃったことは、島崎先生のみならず、たとえば額額一起先生がレシピの適用について島崎先生とほぼ同一のことをおっしゃっています。また、三宅弘恵先生も、少なくとも2016熊本地震については、「事前の予測よりも実際の地震のほうが断層幅が広がった」ということをおっしゃっています。

◆長沢啓行氏

本日の島崎さん証言の中身、関西電力側からの反論の中身を簡単に報告します。結論から言いますと、熊本地震ではっきりと出てきた震源断層（モデル・捉え方）が一番重要です。そのあたりの説明を加えながらお話しします。

熊本地震で国土地理院が大きく2つの震源断層モデルを出しています。

1番目は、地表の変形・変動など地表で検知できる情報から判断した震源断層モデルです。ですから地下の震源断層については均質なすべりを行うという前提のモデルです。「均質な震源断層モデル」と言えます。

2番目は、地震動観測記録、地表の変形、遠くで観測された長周期の地震波観測記録、そういうものを合わせて地下でどこがどれだけすべったか、すべり量の分布の拡がりとして震源断層を推定したモデル。これは、1番目と比べますと非常に広い、2倍ほどの面積になり長さも幅も大きいものです。

島崎さんが主として主張されたのは、1番目の震源断層モデルでの断層の長さを武村式とか、島崎さんの式、「レシピ」（イ）の松田式、そういう式で計算した地震の規模は「実際とよく合います」ということ。かたや2番目、地下のすべり量の震

源断層モデルの（2倍ほど広い）面積を入倉・三宅式に代入すると、「実測値とよく合う」ということです。そして島崎さんは、地震が発生する前に活断層を調査して分かるのは、1番目の震源断層モデルであると強調されました。

原発の審査をするときに、いわゆる「詳細な調査」をやって分かるのは1番目の均質な断層モデルのほうである。したがって、2番目の地下のすべり量の震源断層モデル（2倍ほど広い）によく合う入倉・三宅式に1番目の震源断層モデルの面積を用いて地震規模を計算すると「過小に評価されてしまいますよ」、それをいろんなデータを基にして話されました。地震と断層の実例を数多く話されましたので、批判の余地のないものと思います。

昨年12月に地震調査研究推進本部が「レシピ」を改訂しました。＜編注：この間を省略しますが、長沢先生は、上記1番目の均質な震源断層モデルは『震源断層を特定した地震の強震動予測手法』（「レシピ」）の（イ）の方法に、2番目の不均質な震源断層モデルは同じく（ア）の方法にそれぞれ対応することを説明されました。＞

この12月の「レシピ」に基づく、入倉・三宅式を原発の基準地震動に使うのが「これでだめだ」ということがはっきりした、「『レシピ』の（ア）を使ってやっている今の原発の審査はだめだ」、「『レシピ』の中では（イ）を使う以外にない」ということを島崎さんは明確におっしゃいました。すなわち、地震が起こる前に審査をしているのですから、地表の変形、その測地データをベースにして地下の震源断層（モデル）を求めるのだけれど、均質な震源断層しか分からない。そういうものから地震規模、地震動の評価をする場合は「レシピ」の（イ）を使うしかない。これがレシピ改訂についてのお話でした。

関西電力側の反対尋問を私が聞いたところでは、均質なモデルと不均質なモデル、これを明確に区別しないで混同して議論をする、裁判官を混乱させるような質問をしていました。不均質なモデル

（地震後に得られたデータから作る）で入倉・三宅式の代わりに武村式を組み込むことを「過大評価になりますね」と島崎さんに聞きました。あたりまえです。全然違ったものに計算式を適用することについて、関電側の弁護士は「だめですよ」ということを一生懸命に言っていました。

地震前の情報から行う原発の審査では断層の長さを「十分に長くなるように評価していますよ」と、「だから不均質なモデルが正しく推測できていますよ」との意図をもって質問するのですが、「地震の前に地表を調査して分かるのは、均質なモデルです」「それに入倉・三宅式を適用するのは根本的に間違っている」これを島崎さんは明確に述べられました。

関西電力は「断層の長さを長く評価しているから良いじゃないか」と言っていますが、それと「地震動評価とはまったく関係の無い話です。」ということも島崎さんが明確に話されたので、関西電力としては反対尋問が失敗したのではないかなと、私は印象を受けています。

◆鹿島弁護士

本日は大変重要な期日ということで、全国各地から弁護士が駆けつけております。時間がありますので、代表して滋賀弁護団の井戸先生から、今日の感想等いただければと思います。

◆井戸弁護士

この福井弁護団には入ってなかったのですが、今日は歴史的な尋問の日だということで、弁護団の末端で聞かせていただきました。ほんとうに来て良かったと思いました。

大津の事件では大阪高裁で、皆様のご期待に応えることができなくて、たいへん酷い決定を出されてしまいました。その大阪高裁の決定でこの入倉・三宅式の問題が争点だったのです。

「まだ起こっていない地震を予測するわけだから、『（ア）の方法、（イ）の方法』の（イ）の方法

を採用すべきであって入倉・三宅式は採用すべきではない」と我々は主張したのです。なんと大阪高裁は、関西電力の主張そのままの「詳細な断層調査をしているのだから…」 「(ア)の方法でもいい」のところではなく、「(ア)の方法を採用すべきだ」と、そこまで言ってしまったのです。これは他の裁判にあたえる影響も大きくて、大問題だと思っています。

今日の島崎先生の尋問の内容は、これを覆すに余りあるだけの中身がありました。これから我々、大津の本訴のほうでこの問題に取り組んでいきますけれども、尋問調書ができれば、早速、このことを大津の裁判所に強く訴えかけていきたいと思っています。

大阪高裁決定に反撃をする大きな材料を今日は与えていただいたとありがたく思っています。今日のこの尋問を演出していただいた甫守弁護士をはじめ福井弁護団の皆さまに厚く感謝します。ありがとうございました。

<記者会見>

Q：まず原告団長に、島崎さん証言のこの訴訟での意義。2点目、今後の証人、どなたを呼びたいか。3点目、全国の原発裁判で他に、島崎さんの指摘を証拠として提出している例はあるか、についてお聞かせください。

A（中島原告団代表）：甫守弁護士と島崎先生のやりとりは、言語明瞭、論理明快でした。元規制委員会委員長代理が今日場で「許可は出すべきではない」ということをおっしゃっていただきました。それに対して、関西電力側の質問は意味不明。意図がどこにあって何を引き出したいのかよく分からない。私には専門的なことを評価して判断する能力はありませんけれども、素人の私なりに、今日のやりとりはたいへんな意義があったと思っています。

A（笠原弁護士）：申請している証人を挙げます。

最も直近に申請したのが、水蒸気爆発に詳しい高島武雄さん。その他には、強震動で長沢啓行先生、地質学の立石雅昭先生、原子炉技術では佐藤暁先生、福島原発事故被害者の長谷川健一さん、以上の方々を証人として申請しています。

A（海渡弁護士）：島崎先生のこの議論が適用されるのは、原発に一番近い断層が垂直ないし垂直に近いところになります。その条件にあてはまっているところは、書面・証拠に使っているはずですが、具体的には伊方、高浜でしょうか。

A（甫守弁護士）：今日は島崎さんから、入倉・三宅式を使って計算した基準地震動が採用されているところというようなお話がありました。他の式によって入倉・三宅式よりは、ましな考慮がされているところがあったりするので、そういうところは「(過小評価が)あまり効いてこない」ことになります。

大飯は入倉・三宅式を使ったものがそのまま基準地震動になっているので、特に大きな問題だということがあります。他のところ、たとえば今、仮処分が係属している伊方と玄海、西日本は地震発生層が薄いところが多いですから、そこでは直に問題になると思います。計算手法がちょっとちがうところもあったりするので、例えば川内は大飯や伊方の問題とはちょっと違う切り口にしないところの問題を扱えないなどの複雑なことがあります。東日本は関係ないかというと、意外と関係があるところがあります。例えば大間原発でも入倉・三宅式が使われています。あそこは地震発生層が薄いという話です。結局、地震発生層が薄い横ずれ断層の想定ということであれば、全国各地で影響が大きいかなと思います。私が今、原発名やそこでの問題を挙げられるのはそれぐらいです。

今日、島崎さんはあまりそこをはっきりとは言いませんでしたが、全国的な影響は確実にあると思います。島根原発もそういうことになります。

Q：島崎さんの指摘を証拠として提出しているところが、いま挙げた伊方、高浜、玄海、島根で

しょうか。

A（甫守弁護士）：そうですね、東海第2や大間で提出していると聞いております。それは直接使うかどうかだけではなくて、たとえば「規制委員会の審査能力が無い」といったことを示す資料にもなっていると思います。

Q：甲159号証、原子力規制庁「大飯原発の地震動にかかわる試算の過程などについて」が尋問で出たあたりで、島崎先生の意見は、「レシピの（イ）を使うべきなのに、いまだに（ア）の方を用いていることを変えるべきだ」ということですか。

A（甫守弁護士）：そのところで「審査ガイドに『レシピを使え』と書いてある、それでレシピが現に変わった、最新のレシピを用いるべきだ」と「自分が作った審査ガイドを（関電や規制委が）破るとはけしからん」と、それが島崎先生のご意見の骨子です。

Q：つまり、「地震が発生する前に地震動を計算するのであれば、レシピ（イ）のほうが正確だ」ということですね。

A（甫守弁護士）：そうです。

Q：最初の弁護団長のお話にあった「音波調査」の説明をしてください。

A（甫守弁護士）：詳しく知っている訳ではありませんが、私からまず説明します。地上にある活断層については、航空写真を見たり、最後はトレンチ（広い長方形の縦穴）を掘ったりとかありうるわけです。海底の活断層ではそういうことができないので、一般的な活断層調査の手法としてこの「音波探査」というものが行われています。私の知識では、漁船のような船で音波を海底に向かって発射して、海底の地層が「見える」わけです。

「地層が見える」と言っても、人によって解釈が分かれることもありますし、また「どれぐらいの深さまで音波を届かせるか」という問題もあって、不十分になる場合があります。伊方原発付近はもっとまじな調査が行われているのですけれど、この大飯は、かなり手抜きと言いますか、100mか

ら300mまでしか調べていないです。

ここの震源断層は3kmより深いということになっていますので、「これじゃ何も見えないじゃないか」と言えます。仮に海底下500mのところから地変が生じている断層だったら、300mではどうしようもないわけで、そんなもので、「この（海底部分の断層長さ）35kmは確かだ」なんて言えないわけです。そういう証言だったと思います。

A（海渡弁護士）：六ヶ所村再処理工場の関係の裁判では、この点が大きく問題になっています。島崎さんが規制委委員長代理をされていたので、ここについては海底のボーリングまでやって調査するというのをやっています。それによってかなり深いところまで海底の構造が分かって、ぼくたちが頼んでいる専門家の先生がこれに基づいて「ここに海底の活断層がある」ということなどを主張されています。

この大飯について、まったく不十分な調査しかされていないことを、今日、島崎先生がおっしゃっていました。大飯も、もっと深くまで調査ができるのだけれども、それをやっていないという事実を指摘されたのです。

Q：島崎先生と規制委員会委員長の面談は、「応力降下量が大きくなりすぎるからこれ（武村式を入れた試算）は使えない」という話で、物別れに終わったと私は理解しています。

本日の証人尋問で「背景部分の応力降下量が大きくなるのは無視しても構わない」というお話が出ました。今日は「応力降下量が大きくなりすぎる」ということの答えが示されたのでしょうか。

A（長沢啓行氏）：規制庁がアスペリティの応力降下量を22.3MPa（メガパスカル）としたこと、柏崎・刈羽は25MPaというアスペリティ応力降下量の計算結果が評価されていますから、それにふさわしいようなアスペリティ応力降下量が出ていたので、島崎さんはご回答で「自分としては妥当な応力降下量の大きさだ」と言いました。

入倉・三宅式を地震モーメント計算に使った場

合は、そういう応力降下量にならないので、そこらは「過小評価である」というご判断でした。背景領域の応力降下量が7.6MPaというように大きくなったのですが、こちらのほうは、「もっと小さく設定しても良かったのではないか」というのが、島崎さんの見解でした。

島崎さんの主張としては、「過去に日本の国内で起きた地震のアスペリティ応力降下量の実態に合うか合わないかが非常に重要だ」という観点だと思っています。その意味で規制庁が出した22.3MPaを「妥当な値」として評価されていました。

Q：審査書案が規制委で了承されたとお聞きしました。これを睨みつつ今後の訴訟はどう展開していきたいですか。

A（島田弁護士）：今日の島崎先生の証言で「審査」というものがいかに杜撰、不十分なものであったのか明らかになった以上、関西電力の側は反論を出すといっていますけれども、こちらにもそれに反論を出して主張・立証を尽くしていきます。

そこを抜きにして、裁判長が可能性という言葉で話していましたけれども、次々回結審というのは、とんでもない話です。断じてこれを許してはならないと、弁護団としては考えております。

まさに、今日ここから新たなステージのスタートとして、安全神話を突き崩す審理を進めて行きたいと思います。

A（海渡弁護士）：裁判所は両方の可能性があるとは言ったのですけれども、次の次の期日を決めるときに「午後2時から」と言って、「証人調べをやるのでしたら1時半ではないですか」と弁護団のほうで言ったら、「その可能性もあります」というふうなことも言ったのですけれども、「次々回には結審したい」とも解釈できる発言です。

仮に今の時点でそういうことを裁判長が言うのであれば、それは有りえないことだと思います。と言うのは、今日の証言を本当にちゃんと聞いていて、たいへん重大な証言であることを理解できているのであれば、次々回結審ということにはなら

ないはずです。証言に対して関西電力側が専門家の意見を出すと言っているのだから、それを見て判断しなければいけないはずで、その出てきたものに対してこちらにも反論したいと言っているわけです。

だから、この一番重要な基準地震動の部分について、今日は非常に重大な証言が出て、それについて関西電力側も専門家の助力を得て反論したいと言っているわけだから、それを見た上でなければ、裁判所は絶対に判断はできないはずです。さらに、向こうの反論が出たらこちらに反論の機会を与えるのは当然のことです。

そういう意味で、そんな酷いことはされないとはいえませんが、油断は禁物であると感じました。ただ、今日の裁判体全体を見渡していると、一生懸命に聞いている陪席裁判官もおられましたから、このあときっちり合議して欲しいと感じました。

いずれにしても我々としては、水蒸気爆発の問題も大きな点にしていこうと思っていて、これは広島地裁の決定の中で、「この点については証人調べが必要だ」と書かれているんです。それをまっすぐ同じ争点なわけだから、ここで証人申請をしたわけだから、採用して審理しようと言っています。広島決定というのは負けている決定ですが、いろんなことを「本訴でやっているところで審理してちょうだい」という変な決定なのです。基準地震動のところもそうなのです。中央構造線の問題についても、「本訴で証人調べをやってください」みたいなことが書いてありました。不思議な決定でした。

まさに、入倉・三宅式のこともやり水蒸気爆発のこともやるという形で全面展開をしていきたいなと思っています。

まず、訴訟のステージが変わったんだと、今までは国（原子力規制行政）の判断がないところで、裁判所が自分の立場で安全か危険かを生の問題として判断していたけれども、今回は審査書案が出

たわけですから、それをターゲットにして我々が主張を展開したいと、そういうふうに言っているのです。審査書案も見ないで、次回に（次々回期日の）結審を宣言するかもしれないとおっしゃるのはいかがなものかなと強く感じました。

とにかく、次回も非常に重大な裁判になるので、今日よりもっと多くの皆さんに来ていただきたいなと思います。

Q：島崎先生が全国の原発訴訟の中で証人に立たれたのは今回が初めてですか。

A（海渡弁護士）：2回目です。1回目は千葉地裁の避難されている方の損害賠償の訴訟で、福島第一原発事故の原因に関する証言をなさっています。入倉・三宅式の問題で話されたわけではないです。ですから、原発の稼働差止めが議題となっている裁判では今回が初めてです。

Q：差止めが議題となっている訴訟で、規制委員会の現職や元職の方の証言があったことでは初めてですか。

A（海渡弁護士）：違います。一番重要な例では、もんじゅ訴訟の時に、原子力安全委員会の委員長を務められた佐藤和夫さんという方が、原告側の申請で証人に出てきて、「いま分かっている事実が当時分かっていたら、この許可は下りなかった」と決定的な証言をされました。その場は一審でしたが、その証言が認められて高裁で「許可が無効」になったという重要な証言がありました。佐藤さんは規制委員会ができる前の「原子力安全委員会」の方です。

Q：かつて規制する側（政府機関）だった方が、今日あのような見解を示した意味合いをお話してください。

A（海渡弁護士）：先に島田弁護団長が言ったとおりですが、これは決定的だと思います。「（大飯原発の）審査にあたっているときに調べて、これだけのことが分かっていたら、許可が出せなかった」とはっきり、委員長代理をやっていた方がおっしゃったわけです。自らが関わっていた審査に不十

分な点があったということを確認したということになるわけです。不十分であったことについて島崎先生には責任が無いと思いますけれども、今、それを受け止めて「レシピがこういうふうに見直されていて、レシピの本当は使っていけないほうの方式が使われている。この状態では許可は下りないはずだ」と、今日はっきり言われたのです。そういう意味では、原発差止め裁判の証人尋問の中でも、最も重要な証言の一つが行われた日だと言えます。

Q（鹿島弁護士）：記者会見の最後に、お疲れの感じもしますが、島崎先生尋問を担当した甫守弁護士、何か話しますか。

A（甫守弁護士）：メディアの皆さんは記事に書いてくださる時、「島崎元委員が『大飯原発は審査ガイドに違反している』『合格を出すべき段階ではない』とはっきり証言した」と書いていただければと思います。よろしく、お願いします。

<支援者からの質問・コメント>

（司会：裁判の会の南さん）

南さん：時間もかなり限られてはいますけれども、原告団と支援者の交流集会を行います。本日6時半前まででタイトなスケジュールです。本日、広島、京阪神、遠くからこの場に集まっていただいております。各地から参加された方にこれからマイクを回しますので、ひとこと発言をお願いいたします。

◆Tさん（広島県広島市）

伊方原発広島裁判原告団事務局長です。私とここに居るAは福井の原告でもあり、前から「来よう、来よう」と思っていました。今日を外したら来る機会がなかなかないだろうと思って、島崎証言を聞くということで参りました。（少し小さな声で）ある方のご厚意で当り券をまわしていただき、証言を聞くことができました。島崎証言は一言で言って「はっきり、きっぱり、曖昧の無い」もの、非常に確信

を持ちました。

ご承知のように広島はさる3月30日に仮処分で負けましたけれども、あれは中身の無い、裁判官の仕事を放棄したような決定とも言えると思います。私たちは即時抗告しました。本訴も続いております。

今日見たような、福井や金沢でやっておられるこういう裁判を広島でもやらなきゃいけないと思うのが一つです。もう一つは、今日裁判で得られた知見であるとか、弁護士の先生方がいろいろと研究・調査して書かれた準備書面の内容をいかに幅広い市民の人に伝えていくか、我々だけではなくて、幅広い市民の人に伝えていくのが我々の大きな仕事だろうと改めて思いました。

というのは、裁判は勝ったり負けたりですが、広島県の市民の圧倒的多数が反原発派になれば、しかも黙って沈黙する反原発派じゃなくて行動して発言する反原発派になれば、裁判所がどうあれ原発は止まるわけです。反原発の市民の多数形成をやりたい。そのためには、今日得たような情報は非常に貴重だし、裁判闘争そのものが非常に重要な闘争になってくるだろうと、また改めて思いました。

皆さんもこれから一緒に、日本の原発を止めるために一生懸命がんばっていきましょう。

◆Kさん（兵庫県尼崎市）

原発だけで闘いきれない状況が日本でどんどん進んでいます。共謀罪とかいろいろ、安倍政権の悪事を防ぐために共に闘っていききたいと思っています。今村復興大臣を首にする署名も集めています。さいなら原発尼崎住民の会メンバーとして活動しています。よろしくお願いします。

◆Kさん（京都府京都市）

大阪高裁の不当決定が出ました。いま民意は脱原発なんです。それを踏みにじってもいいと司法が思うようなことに今なっている。ですから、私たちはきちっとした反撃の民意を示さなければいけないと思います。そういう意味で、4月2日に福井県民会

議の呼びかけで関西の反原発団体がかなりたくさん集まって、実行委員会を作りました。4月27日に関電包囲、大阪市で全国集会をします。午後4時半からです。その後、御堂筋デモをします。

我々が若狭でずっと活動しておりますと、若狭には隠れた「脱原発派」がたくさんいらっしゃいます。原発推進より圧倒的に多いと思います。しかし、声に出せないという状況があります。そこところは我々がよそから行ってでも「脱原発、反原発を訴えることができるんだ」と示さなければいけないと思います。

そういう意味で5月7日に高浜集会をします。関西から東京から福井市からバスが出ますので、ご利用ください。そのあと8日から12日にかけて、高浜から大飯、小浜、美浜、敦賀を回って福井まで行くという『リレーデモ』をやって反原発を訴えていきます。最後の12日に福井集会をします。

「民意は脱原発、反原発だ」ということを、なんとしても示していきたいので、どうぞよろしくご参加をお願いいたします。

◆Sさん（京都府京都市）

今日は国際的にも非常に貴重な日だったと思います。原発はいろんな国にあります。地震の多発と両方が重なるのはこの日本だけです。日本のこの地で地震の問題で「原発は稼働するべきでない」と、規制行政のトップでいた人がきっぱり言った、これはものすごく大きな意義を持ちます。だから、ほんとうに皆さまのご努力、ありがとうございます。

大飯原発の行政訴訟を大阪地裁でやっています。原告共同代表をしています。今日の証言はフル活用できるので、うれしく思います。関西でも「大飯動かすな。高浜動かすな。」ということで、各地の自治体交渉に行っています。明日は福知山市、先々週は大阪府、京都府とかいろいろ行っています。紹介のあった「高浜→福井リレーデモ」がこれからありますので、関西一円で頑張って再稼働に反対していきます。

◆ I さん (大阪府大阪市)

原発を止めるにはもうひとつやらないあかん部分があります。経済的な面で、政府が原発を維持しようとしているのが、託送料金上乗せです。裁判でも勝つために頑張るし、経済的に原発を救おうとする国・安倍政権の動きとも闘わないといけないし。

ただ今闘い中ですので、帰りに託送料金上乗せ問題のリーフレットをお持ちください。

◆ I さん (小浜市)

沖縄に3年半居て、移動したいなって思った頃に『かたくり通信』で小浜で原子力施設の誘致を5回も断ったというお話を読み、じゃあ私は、その気概に触れたいと思ってこの地(小浜)に来ました。

今日、傍聴は初めてなんです。それにあって『かたくり通信』と『美浜の会ニュース』と滋賀の『支える会ニュース』とそれぞれ特性があるものを併せて読んだ時に、こちらの弁護士さん尋問の「基準地震動想定問題」と通信・ニュースの中に書かれていたことがぐっと一つになって分かってきたということがありました。

一般庶民がほんとうに確信を持って分かるというのは大変なんです。とっても時間がかかる。だけど数字できちんと自分の腹に落とすということが、とても大事ではないかなと思っています。

私は交通費とかの事情で大きく動くことはできないけれども、私のできることでやっていきたいと思っています。

◆ T さん (高槻市)

食べ物の放射能検査をしながら脱原発運動をやっております。素朴な質問です。私たちここですずっと待たされていました。予想以上の長時間でした。その間に法廷では、先ほどのお話のように明確な質問と答えがあって、住民側が押していたのだと思います。その時、関電側の人たちの様子「これはヤバイ」とか、そのあたりの全体的な雰囲気はぼくたちには、

まだ伝わってこないのです。中嶋哲演さんは「言語明瞭、論理明快」と言われましたが、向こう側や裁判所の雰囲気、感覚のあたりを教えていただいたら、ぼくら、待っていたもんはすごく報われます。

◆ 島田弁護団長

印象に残ったのは、裁判所が耳を傾けていたということなんです。特に左陪席が、身を乗り出すようにして見ているような感じでした。ある意味、ショックを受けているようでした。隣の裁判長は「ちょっとヤバイぞ」という感じもありました。

関電の側は、休み時間を長めに欲しいことを、最初は言っていたのですけれども、「長くとってもあまり反論ができないな」と思ったのか、休み時間を短くしまして、あらかじめ準備していた項目だけで反対尋問をやったようだと思います。あまり、印象的な反対尋問は無かったです。

控訴審バスは走る



(今回の控訴審では、関西方面と福井県の嶺南地域の参加者用の敦賀市発のバスと福井県の嶺北地域の参加者用の福井駅東口発のバスの2台を用意しました。合計約65人の皆さんがバスで金沢へと向かいました。以下は、兵庫県のKさんと福井の事務局Oが集めた参加者の声です。)

■ T さん (神戸市)

関電側はとんちんかんな質問をして、島崎さんが説明をしようとして分が悪くなると次に進めようとした。前半はとても良かったが、後半はすごく退屈で時間が長く感じられた。

■ H さん (敦賀市)

島崎先生、声は凜として、誰におもねることもなく、きちんと話してくださった。

■ A さん (京都府)

島崎さんは丁寧に髪の毛を梳かして入ってきて、よしやるぞ!みたいな感じ。ぱっちりスーツとネクタイだけど、リュックサックで、その姿と座っ

ている足の置き方がほんとうに活断層調査の現場を歩いているという感じだった。「大飯はまだ許可を出すべきでない、必要な審査がまだ行われていない」と冒頭にバシッと言い、「入倉・三宅式の当てはめ方がダメなんだ」と繰り返したので、裁判所に印象づけられたと思う。関電側は、「どうせ国が許可を出したし、裁判所も味方してくれる」みたいに、やる気あるのか？という感じだった。島崎さんが委員長代理の時に規制委を傍聴して野次っていた私たちが、今日は拍手でお送りしたのが印象的だった。打ち合わせで弁護団に怒ったという話も良かったと思う。

■Mさん（おおい町）

関電の弁護士は、どうも自分の思い通りの答えがなかなか得られず、なにかひっかけて自分たちの得点にしようというような感じ。入倉・三宅式自体を否定したわけではなく、学者同士の仁義は守ったんじゃないかと思う。

■Mさん（おおい町）

反対尋問は自説に持って行こうという関電側の思いが強すぎ、弁護士が意図的に作って事実反している、と感じた部分を島崎先生が指摘しようとする、それを遮る動きが結構強かったと思う。島崎先生には、言いたいことをきっちりこの法廷で言うという意思を感じた。本当に覚悟を決めていらしたんだなという気持ちで聞いていた。

■Tさん（大阪府）

関電側は、意見書を書く候補の名前すら言わず「検討中です」と言い、裁判長が「意見書を出さないということもあるんですか？」とイラっとしていたのが印象的だった。

■Tさん（小浜市）

島崎先生の証言は研究者らしい重みを感じた。現地の住民にとってはそれだけが地震の問題ではない、と歴史地震の話をした。高浜・和田の海岸に大津波が天正年間に押し寄せた痕跡が海岸から500m内陸の田んぼから見つかった。高浜原発は内

浦湾のリアス式海岸の内懐深く、痕跡が見つかった地点から6~7kmの所にある。その昔には高い津波が押し寄せているはず。もう一つは舞鶴沖冠島、ダイバーが海面下で階段の遺跡を見つけた。701年に大宝の大地震で島ごと沈んで、山のてっぺんが残って冠島となった。さらに宮津湾海岸部から500m内陸、海拔40mの真名井神社に波せき地蔵が祀られている。ここまで津波が来たという。本格的に調査すればわかることで、やってほしいと要求した。

■Sさん（福井市）

島崎前規制委員長代理がみずから合格させた大飯原発について、最新の知見にもとづいて誤りと不十分さを明確に述べたことに感銘を受けました。関電側の尋問に答えて、「原告側とは打ち合わせをした。きちんと聞いてもらわないと何のために金沢まできたのかわからない」と証言する場面もあり、学者として相当な決意で臨んでいる姿勢にも感動しました。真理に接近する学者魂をみました。それに比べて再稼働を推進する安倍政権や西川県政は県民説明会も開かない。県民の前で語る自信がないからでしょう。負けられません。

■別のSさん（福井市）

重要な裁判と聞き初めて参加。約4倍の抽選に当たり、関電社員と競いながら中央前列に座る。島崎先生は学問的立場から地震過小評価を指摘し、素人の私にもよく分かる。一方、関電弁護団の質問は目的・趣旨が分からず、「誤解がある」と説明しようとする島崎先生を「イエス、ノーで」と遮る。弁護団の後列にも福井の弁護士が何人もおり、抽選に外れ長時間待った支援者にも県外の人は何人も居た。まさに原発再稼働を巡るせめぎ合いを実感した貴重な体験だった。

■さらに別のSさん（福井市）

何事も、例えば火事とか地震、水害、食中毒その他、起こってしまってから原因を探ることはよくある。でも、原発にとって地震は困る。壊れた、さて原因は？では遅すぎるのである。島崎氏は、

その事を指摘されているのだと思う。起こってからより、起きる前に最大の地震動を予測しそれに備える。それって当たり前でしょう！その当たり前のことがなぜ出来ない？

■他の原発裁判等のニュース■

■志賀原発を廃炉に！訴訟

2017年3月16日、金沢地裁で第22回口頭弁論。本訴訟の争点は敷地内（重要施設直下）に活断層があるかどうかであり、有識者会合評価書においてその存在は明らかになっている。藤田裁判長は、「原発差止請求を満たすかどうかはその危険の切迫性が問題となる。原告側は有識者会合の評価書をもって立証できているとし、被告側はその証拠価値を争う構えで、評価書の信用性が争点になっている」と述べ、期日は続行されることとなった。次回第23回口頭弁論は7月10日（月）午前11時より。

■高浜3、4号機仮処分抗告審

2017年3月28日、高浜原子力発電所3、4号機（福井県高浜町）の運転差し止めを認めた大津地裁の仮処分決定を巡り、大阪高裁（山下郁夫裁判長）は関電の抗告を認め、運転の再開を容認。司法判断に基づき初めて運転を停止された原発が、今回の決定を受け、昨年3月以来約1年ぶりに法的に再稼働が可能な状態となった。

■伊方仮処分決定

2017年3月30日、広島地裁にて伊方仮処分却下の決定。四国電力のいう基準地震動を「合理的」とし、原発に「極めて高度な安全性」は求められておらず、新規制基準を満たせば足りるとした。この判断に至る枠組みを、川内原発の福岡高裁宮崎支部の決定に依拠したことも明らかにしている。

■美浜3号機第1回口頭弁論

2017年3月30日、名古屋地裁で美浜3号機の廃炉を求める行政訴訟の第1回口頭弁論が行われた。次回期日は5月27日（水）に、高浜1.2号機第4回口頭弁論が11時より、美浜3号機第2回口頭弁論が13：30より。

■H29 年定期総会の案内

- ・日時：5月14日（日）13：00～荒木田岳氏の講演会、14：50より定期総会
- ・嶋田ビル（福井市御幸2丁目18-15）、別途案内を差し上げています。

■裁判の会の定例学習会第6回の報告

*ローカル学習会です。

3月26日（日）、「基準地震動（島崎証言を理解するために）」を行いました。

■前回通信の誤記のお詫び

前回、大河弁護士の意見陳述中で μSv （マイクロシーベルト）とすべきところを単位を間違えて mSv （ミリシーベルト）としてしまいました。お詫びします。編集子のミスです。

■島崎証人尋問を受けての弁護団長声明

島崎氏証言を生かし、歴史的な一審判決の維持・発展に注力する

2017年4月25日
大飯原発訴訟福井弁護団
団長 島田 広

我々が担当している大飯原発差止訴訟・控訴審において、去る4月24日、名古屋高等裁判所金沢支部では、原子力規制委員会委員長代理を務め大飯原発の基準地震動の審査を担当した島崎邦彦氏（東京大学名誉教授）の証人尋問が行われました。

同尋問において島崎氏は、（1）活断層の情報から地震モーメントを「事前」推定する手法としての経験式を比較検証する上では、「地震発生後に」

震源インバージョンによって求められる震源断層の情報ではなく、「事前に設定できる断層長さ」等の考え方をを用いるべきこと、(2) 詳細に調査しても、震源インバージョンで求められる震源断層面積を事前に設定することは不可能であり、事前設定できる断層面積は典型的にそれよりも小さくなること、(3) 上記の帰結として、入倉・三宅式を大飯原発などにおける「事前」予測に使うと地震モーメントは過小評価になってしまうこと、(4) 関西電力が大飯原発に関して行っている「詳細な調査」や不確かさの考慮を加味しても、入倉・三宅式による過小評価のおそれは無くならないこと、(5) 地震調査研究推進本部地震調査委員会が平成28年12月に修正した「震源断層を特定した地震の強震動予測手法」(レシピ)を踏まえれば、入倉・三宅式を使うレシピは審査ガイドに違反していること、(6) 大飯原発の基準地震動は必要な審査を怠っているためまだ許可を出すべき段階ではないこと、などを証言されました。

以上の証言からすれば、「大飯原発に」「将来発生する」基準地震動を予測するという目的で入

倉・三宅式を適用することが適当でないことは、もはや明白であるといえます。

規制委員会では4月26日の会合において、熊本地震が「起こった後における」本震の分析の結果、震源断層面積と地震モーメントとの関係は、入倉・三宅式と整合しているという報告を受けました。しかし、規制委員会も、入倉・三宅式を正しく適用するために不可欠な震源インバージョンによる震源断層の面積を「事前」評価することが出来ないことは、よく認識しているはずです。そうであるにもかかわらず、この問題を先送りし審査ガイド違反を続けることについて、私たちは断じて認めることはできません。

福島原発事故後6年を経ても、いまだ被害が拡大し続けている現状を前に、司法は改めて人権の最後の砦としての役割に立ち返るべきです。私たち弁護団一同は、今回の島崎邦彦氏証人尋問の成果を踏まえ、規制委員会の判断が今日の科学的知見を踏まえていないこと等を強く訴え、歴史的な一審判決を維持・発展すべく、全力を尽くしていきます。

新聞記事より

▼編集ノート：福井市内で入手可能な4月25日付新聞各紙の島崎証人尋問の掲載状況をチェック。結果・・・朝日、毎日、読賣、福井新聞、県民福井、中日は記事の大小はあるが掲載（県民福井は一面トップ!）、産経と日経は皆無。

▼右の記事に注目。関電は島崎氏証人尋問のその日に原子炉設置変更許可申請の「補正書」を提出。

(第3種郵便物認可)

福井中日 2017 4/25

営業運転11月に延期

大飯3、4号機 規制委に補正書

関西電力は二十四日、再稼働に向けた審査が大詰めとなつている大飯原発3、4号機（おおい町）の営業運転の再開目標時期が、予定していた九月から十一月にずれ込む見通しになったと明らかにした。この日、原子力規制委員会に「原子炉設置変更許可申請」の補正書を再提出した。今月中に完了する予定だった海水ポンプ室の津波対策工事が、七月までかかる見込みとなったため。関電は二十二日に審査の最終

日、再稼働に向けた審査が大詰めとなつている大飯原発3、4号機（おおい町）の営業運転の再開目標時期が、予定していた九月から十一月にずれ込む見通しになったと明らかにした。この日、原子力規制委員会に「原子炉設置変更許可申請」の補正書を再提出した。今月中に完了する予定だった海水ポンプ室の津波対策工事が、七月までかかる見込みとなったため。関電は二十二日に審査の最終

段階となる審査書案を了承。一カ月意見募集も終わり、今後、新規基準に適合しているかを判断する見込み。（山谷桂裕、尾嶋隆宏）

九頭竜川中部漁協、十四日、永平寺町松合月の九頭竜川河川サクラマスの稚魚を

町内の園児九十人、再び遊上する日、しみに元気に泳ぐ稚魚を送った。稚魚は九頭竜川で成魚の卵から昨年五月にふ化。体長五センチほどに成長した

規制委を真つ向否定

関西電力大飯原発（福井県おおい町）の運転差し止め訴訟の控訴審。原子力規制委員会で委員長代理を務めた島崎邦彦東大名誉教授が二十四日、法廷に立ち、関電が想定する地震の揺れが「過小」だと改めて指摘した。規制委は近く、大飯原発の新規制基準への適合を正式に認める公算が大きい。審査の信頼性が問われそうだ。（中崎裕）

大飯原発訴訟で島崎氏

■過小評価

「必要な審査がまだ行われていない」。島崎氏は証人尋問の冒頭から、大飯原発の地震想定を巡る規制委の審査を真つ向から否定した。

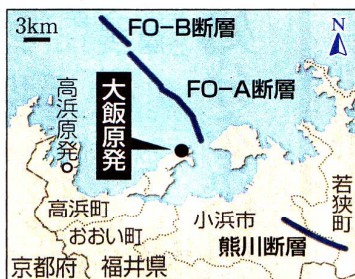
二〇一四年まで規制委で大飯原発の地震想定を審査してきた島崎氏。この日は「退任後に調査し過小評価と分かった」と説明し、「（当時から）他の式より小さいと分かっていたが、こんなに大きな影響がある



関西電力大飯原発の3号機（手前）、4号機（奥）
月、福井県おおい町で、本社へ「おおい」から



地震計算式「使い方間違」



〈証人尋問での主な論点〉

	島崎氏の証言	関西電力や原子力規制委員会の見解
地震の想定	保守的ではない	3連動で保守的な評価
関電の計算式	詳細調査しても使えない	調査すれば使える
規制委の審査	不十分	事実上の「適合」

とは誰も知らなかった」と証言した。

問題となっていたのが、地震の規模を算出する入倉・三宅式と言われる計算式だ。証人尋問で島崎氏は「この式が悪い」といって

るのではなく、使い方が間違っている。地震発生前に使うと過小評価になり、地震の強さに大きな影響を与える」と語った。地震を起す断層面の詳しいデータを前提とする計算式のため、発生前断層のデータが長さなどに限られる状況で使うのは不適切と主張した。

■保守的？

これまで関電や規制委は、活断層を詳細に調査している。計算に問題ないとの立場を示してきた。関電は大飯原発で想定する地震について、当初は海底にあるFO-A断層とFO-B断層の連動としていたが、審査の過程で内陸の熊川断層を含めた三連動で評価をやり直した。さらに断層を浅く設定することを求められ、揺れの強さを七〇〇から八五六に引き上げた経緯がある。規制委も島崎氏の新たな主張を踏まえた上で、関電の想定を「十分に保守的」と厳しく見積もっているとの見解を示していた。

しかし、島崎氏は証人尋問で「（海底の）音波探査は深さ二百〜三百メートルで、詳細と言っても表層にすぎない」と述べ、「保守的ではない」と指摘。「三連動にして増えた揺れの強さは8%だが、式を変える」と80%増え、桁が違つと語った。

■玄海原発も

関電は近接する高浜原発（福井県高浜町）でもこの計算式を採用して揺れを算出している。大阪高裁は三月に運転差し止めの仮処分を取り消した決定で「関電は震源断層を保守的に評価している」と認め、この計算式を使った規制委の審査を妥当と判断した。この裁判で弁護団長を務めた井戸謙一弁護士は、島崎氏の証人尋問後「今回の証言は覆すに余りあるもの。反撃する大きな材料を与えてもらった」と話し、大津地裁で続く高浜原発の運転差し止め訴訟にも追い風だと期待した。

大飯原発控訴審で島崎元委員証言

問われる規制委審査の信頼

関西電力大飯原発3、4号機（おおい町）の運転差し止め訴訟の控訴審。原子力規制委員会が委員長代理を務めた島崎邦彦・東大名誉教授が法廷に立ち、大飯原発で関電が想定している地震の揺れが過小評価だと改めて指摘した。規制委は二月、新規制基準への事実上の適合を判断し、近く正式な適合判断を出す公算が大きい。審査の信頼性が問われそうだ。〇面参照

■否定

「必要な審査がまだ行われていない」。島崎氏は証人尋問の冒頭から、大飯原発の地震想定を巡る規制委の審査を真っ向から否定した。島崎氏は二〇一四年まで規制委で大飯原発の地震想定を審査してきた立場だ。この日は「退任後に調査し、過小評価と分かった」と説明。「（当時から）他の式より小さいと分かっていたが、こんなに大きな影響があるとは誰も知らなかった」と証言した。問題となっているのが、地震の規模を算出する入倉・三宅式と言われる計算式だ。証人尋問で島崎氏はこ

〈証人尋問での主な論点〉

	島崎氏の証言	関西電力や原子力規制委員会の見解
地震の想定	保守的ではない	3連動で保守的な評価
関電の計算式	詳細調査しても使えない	調査すれば使える
規制委の審査	不十分	事実上の「適合」

(中崎裕)



■想定

これまで関電や規制委は、活断層を詳細に調査している。計算に問題ないとの立場を示してきた。関電は大飯原発で想定する地震について、当初は海底にあるFO-A断層とFO-B断層の連動としていたが、審査の過程で内陸の熊川断層を含めた三連動で評価をやり直した。さらに断層を浅く設定することを求められ、揺れの強さを七〇〇ガルから八五六ガルに引き上げた経緯がある。規制委も島崎氏との面談を踏まえ、関電の想定は十

の式が悪いといっているのではなく、使い方が間違っている。地震発生前に使うと過小評価になり、地震の強さに大きな影響を与える」と語った。地震を起す断層面の詳しいデータが前提とする計算式のため、発生前断層のデータが長さなどに限られる状況で使うのは不適切と主張した。

各地で論争再燃の可能性



分に保守的」と厳しく見積もっているとの見解を示したが、島崎氏はこの日の証人尋問でも否定。「（海底の）音波探査は深さ二百〜三百メートルまでで詳細と言っても表層にすぎない」と述べ、細部まで分からない以上、運動を考えるのは当然だと主張。「三連動にして増えた揺れの強さは8%だが、式

■影響

島崎邦彦氏が証人尋問に立った大飯原発3、4号機運転差し止め訴訟控訴審の口頭弁論。24日、名古屋高裁金沢支部で

大阪高裁での裁判で弁護団長を務めた井戸謙一弁護士は証人尋問後の会見で「今回の証言は覆すに余りあるもの。反撃する大きな材料を与えてもらった」と話す。差し止め仮処分は取り消しが確定したが、運転差し止め訴訟自体は大阪地裁が続いている。島崎氏は、計算式の問題について、断層の傾きが垂直に近い西日本で過小評価になるとの見方を示している。弁護団は（四国電力）伊方原発と（九州電力）玄海原発で「まず問題になる」と指摘して、地震と原発を巡る論争が各地で再燃する可能性を示唆する。

を変えようと80%増え、桁が違つ」と指摘した。

関電は近接する高浜原発（高浜町）でも、この計算式を採用して揺れを算出している。大阪高裁は三月に運転差し止めの仮処分を取り消した決定で「関電は震源断層を保守的に評価している」と認定し、この計算式を使った規制委の審査の妥当性を認定した。東日本大震災後も高裁レベルでは住民側の敗訴が続く。